

市長行政報告

(令和6年第3回多摩市議会定例会)

報告事項が 2 件ございます。

第 1 件目として、7 月及び 8 月に開催された東京都市長会関係の主な審議内容をご報告申し上げます。

はじめに、7 月 25 日に開催された令和 6 年度第 3 回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項 3 件のうち、主な 1 件について報告いたします。

環境局から「能登半島地震における災害廃棄物の受入れ」について説明がありました。

主な内容は、石川県内での災害廃棄物の処理がひっ迫しつつあり、今後は、都内23区と多摩地域において廃棄物の受け入れに向け、ご協力をお願いしたいということでした。

広域処理のスキームは、協定を締結し、都内の清掃工場で処理を実施する形で、運搬は当面、横浜市の鉄道コンテナを修繕し活用するとのこと。都内で受け入れる災害廃棄物は木くずを含む可燃ごみを想定し、量や想定期間その他は、被災市町との協議によるとのことです。

続いて議案審議事項4件について報告いたします。

議案第１号の「令和７年度東京都予算編成に対する要望（案）」については、各部会での審議結果の報告があり、原案のとおり承認されました。あわせて、多摩地域の振興をより実効性のあるものとするため、令和７年度予算編成にあたり積極的な施策の推進を図るとともに財政的な措置を講じることが求める最重点要望について説明があり、審議の上で承認されました。

なお、本要望については、７月３１日に私も会長や他の副会長たちと共に都庁に赴き、副知事及び各局に提出してまいりました。

議案第２号の「令和６年度東京都市長
会一般会計歳入歳出補正予算（案）」に
ついては、令和５年度の決算剰余金確定
に伴う繰越金の整理を行う補正予算（案）
について説明があり、審議の上、承認さ
れました。

議案第３号の「事務処理特例による移
譲事務の取扱い」については、八王子市、
町田市を対象市とする東京都からの提
案であり、移譲事務の削除と特例を設け
ることについて、東京都市企画財政担当
部長会における協議結果が報告され、承
認されました。

議案第４号の「各種審議会委員等の推

せん」については、任期満了に伴う委員等の推薦について承認されました。

次に報告事項ですが、「会長専決処分」、「多摩・島しょ広域連携活動助成事業の検証」について報告され、了承されました。

続きまして、8月23日に開催された令和6年度第4回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項2件のうち主な1件について報告いたします。

総務局から「多摩振興事業の実績報告2023」について説明がありました。

東京都は、令和３年９月に策定した「新しい多摩の振興プラン」に基づき、多摩地域において、人口減少・少子高齢化への対応、道路・交通インフラの整備、防災対策、産業振興等、各地域の特性や課題に対応した取組を、全庁を挙げて市町村と連携を図りながら着実に実施しているとのことです。

その際、６本の柱を掲げており、中でも、「新しい働き方が浸透し、誰もが輝き、暮らしやすいまち」に関するものでは、本市を含む７市１町において、デジタル社会を担う小中学生にデジタル創作体験を実施する、子供向けデジタル体

験向上プロジェクト(とうきょうこども
クリエイティブラボ)の取組を、また、
「豊かな自然と都市機能が調和し、環境
に優しいまち」に関するものでは、本市
を含む8市において、生物多様性や魅力
を向上するコーディネート事業として
「保全地域の保全・活用プラン」に基づ
く取組の推進を行うほか、「地域が持つ
資源に磨きをかけ、人を惹きつけるまち」
に関するものでは、多摩東京移管130
周年記念イベント「超たまらん博」の開
催等の報告がありました。

続いて議案審議事項2件について報
告いたします。

議案第１号の「各種審議会委員等の推せん」については、任期満了に伴う委員等の推薦について承認されました。

議案第２号の「各種団体からの後援依頼」については、新規の案件である一般社団法人東京建設業協会から依頼のあった「目指せ！建設現場土日一斉閉所東京キャンペーン」への後援依頼について承認されました。

次に報告事項ですが、「会長専決処分」「各種団体からの要請」「東京自治会館本館の再整備の進捗状況」について報告され、了承されました。

第２件目として、「生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟の経過」について、ご報告を申し上げます。

本件訴訟は、国、東京都及び本市を含む１０区市を被告として、被保護者である原告らが、平成２７年厚生労働省告示第１１７号による生活保護基準の引下げが違憲であるとして、これに基づいてされた保護費変更決定処分の取消しと、精神的損害に対する慰謝料としての国家賠償を求めて提起したものです。

本件訴訟は、平成３０年５月１４日付けで東京地方裁判所に提起され、令和６年６月１３日に、第一審の判決が言い渡

されましたので、ご報告します。

第一審判決は、保護費変更決定処分について、厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤・欠落があり、その判断には裁量権の範囲の逸脱又は濫用があると言わざるを得ないことから、処分を取り消すとして、原告らの請求を認容し、他方で、国家賠償については、原告らの被った精神的損害は処分の取消しにより回復されるべき性質のものであるとして、原告らの請求を棄却しました。

本市に対しては、精神的損害に対する慰謝料としての国家賠償のみ請求されていたため、第一審判決は、本市に対す

る請求を棄却しました。

その後、令和6年6月26日、原告らは、第一審判決を不服として、控訴を提起しております。

本件訴訟は、国がその権限に基づき、被告らを代表して訴訟を追行しますので、国と連絡調整を図り、適切に対応して参ります。

以上、ご報告申し上げます、市長行政報告と致します。

(令和6年第3回多摩市議会定例会)